令和４年第２回弥彦村議会（３月）定例会

議　事　日　程　（第４号）

令和４年３月２２日（火曜日）午前１０時開議

日程第　１　議案第　２号　令和３年度弥彦村一般会計補正予算（第１０号）
日程第　２　議案第　３号　令和３年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第　３　議案第　４号　令和３年度弥彦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第　４　議案第　６号　令和３年度弥彦村下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第　５　議案第　７号　弥彦村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　６　議案第　８号　弥彦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　７　議案第　９号　弥彦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　８　議案第１０号　弥彦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　９　議案第１１号　弥彦村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第１０　議案第１２号　弥彦村奨学金貸与条例の一部を改正する条例について
（以上１０案件　総務文教常任委員長報告）
日程第１１　議案第２０号　弥彦村生活支援ハウスの指定管理者の指定について
（以上１案件　厚生産業常任副委員長報告）
日程第１２　議案第　５号　令和３年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第４号）
日程第１３　議案第１７号　令和４年度弥彦村競輪事業特別会計予算
（以上２案件　競輪特別委員長報告）
日程第１４　議案第１３号　令和４年度弥彦村一般会計予算
日程第１５　議案第１４号　令和４年度弥彦村国民健康保険特別会計予算
日程第１６　議案第１５号　令和４年度弥彦村後期高齢者医療特別会計予算
日程第１７　議案第１６号　令和４年度弥彦村介護保険特別会計予算
日程第１８　議案第１８号　令和４年度弥彦村温泉事業特別会計予算
日程第１９　議案第１９号　令和４年度弥彦村下水道事業会計予算
（以上６案件　予算審査特別委員長報告）
日程第２０　議案第２１号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第１号）
日程第２１　議案第２２号　令和４年度弥彦村温泉事業特別会計補正予算（第１号）
日程第２２　発委第　１号　弥彦村議会基本条例の制定について
日程第２３　発議第　１号　拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書
日程第２４　発議第　２号　ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議

日程第２５　議員派遣の件について

日程第２６　議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について

日程第２７　総務文教常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

日程第２８　厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（７名）

２番	古川七郎	３番	那須裕美子
４番	丸山浩	５番	板倉恵一
７番	小熊正	９番	本多隆峰
１０番	安達丈夫		

欠席議員（２名）

１番	渡邊富之	６番	柏木文男

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林豊彦	副村長	廣瀬勝利
教育長	林順一	防災監	増田規
総務部長	志田馨	総務課長	伊藤和恵
防災・情報対策課長	浜田禎介	税務課長	小林健仁
住民課長	小出将浩	福祉課長	坂爪明博
健康推進課長	松井裕美子	農業振興課長	鈴木光英
観光商工課長	柳川治美	建設企業課長	丸山栄一
公営競技事務所長	斎藤雄希	会計管理者	水沢正一
教育課長	富田憲		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	髙橋信弘	書記	春日史子

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫議員）　おはようございます。

ただいまから、令和４年第２回弥彦村議会３月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は７名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、１番、渡邊富之議員及び６番、柏木文男議員から欠席の届出が出されております。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫議員）　本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　最初に、日程第１、議案第２号　令和３年度弥彦村一般会計補正予算（第10号）から日程第10、議案第12号　弥彦村奨学金貸与条例の一部を改正する条例についてまでの補正予算４案件、条例６案件を一括して議題といたします。

以上の10案件については、総務文教常任委員会に審査を願っておりますので、審査結果について報告をお願いいたします。

それでは、板倉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（板倉恵一議員）　おはようございます。

それでは、令和４年第２回３月定例会総務文教常任委員会審査報告を行います。

本委員会は、３月定例会において付託された議案を審査するため、去る３月10日午前９時３分から委員会室において開催いたしました。

主なものについてご報告いたします。

審査での出席委員は５名全員であります。

説明のため出席した者、総務部長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は、一般会計補正予算１案件、特別会計補正予算３案件、条例の一部改正６案件の10案件であります。

委員長開会宣言の後、付託された10案件につきましては、２月24日に議案説明会、会期初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

なお、本委員会は連合による審査のため、委員外議員の発言があったことを申し添えます。

付託された令和３年度一般会計補正予算１案件についての審査では、庁舎回線移設業務委託料とあるが、回線とは。また、どこに移設するのかとの質疑に、令和４年度の組織改正により防災

課を建設企業課フロアへ移設するもの。現在、総務課フロアにある新潟県防災システムなど、防災関連機器の移設を行うものですとの答弁でした。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金でワンストップ化に係る改修をすると、マイナンバーカードでふるさと納税の確定申告ができ、寄附金控除が受けられるのかとの質疑に、今回のマイナンバーカード所有者に係る転出・転入手続のワンストップ化のシステム改修に関係なく、マイナンバーカードでふるさと納税の確定申告及び寄附金控除を受けることができるとの答弁でした。

同じく、ワンストップ化をすると、行政において窓口が複雑に分かれているが、窓口を住民課の１か所で行うのかとの質疑に、ワンストップ窓口ではなく、転出地から転出証明情報が転入地に事前に通知されることで、予約日に転入地の役所へ来庁した際、手続時間が短くなるというメリットがあるとの答弁でした。

次に、協力店巡回委託料について、協力店への巡回予定は何人で、何回ぐらいを計画しているのか。また、巡回結果の報告内容はとの質疑に、週２回、火曜、金曜日に弥彦村シルバー人材センターの会員２名により計６回見回りを行った。結果は翌日ＦＡＸにて役場に提供してもらっているとの答弁でした。

同じく、営業時間短縮に応じた飲食店について、非認証店と認証店との違いは。また、非認証店と認証店の補助金の違いはあるのかとの質疑に、認証店は営業時間を５時から20時までとし、酒類の提供は行わない。もしくは営業時間を５時から21時までとし、酒類の提供は20時までに限ることのどちらかを選択することができ、非認証店の場合は営業時間を５時から20時までとし、酒類の提供を行わないのみしか選択できない。非認証店の場合は、酒類の提供が禁止となる一方で、協力金の基礎額は酒類を提供した認証店よりも高く設定されているとの答弁でした。

屋根修繕工事費マイナス550万円について、費用をサン・ビレッジに向けるとのことであるが、麓支館は工事をしないのか。また、役場の雨といなどの修繕はしないのかとの質疑に、今回、工事費をサン・ビレッジに向けた大きな理由は、公民館麓支館の屋根の修繕目的が雨漏り対策だったことに対し、サン・ビレッジ弥彦は破風板の落下で人的、物的被害のおそれが出てきたからである。また、ご指摘のとおり役場庁舎も老朽化が進んでいるが、村民の皆さんが利用する施設などを優先し、予算と緊急度を考慮しながら実施していきたいとの答弁でした。

同じく、サン・ビレッジの屋根修理費に工事変更をする補正予算であるが、新年度予算では麓支館屋根工事費が計上されていないとの質疑に、公民館麓支館の雨漏りについては、応急措置で現在は止まっている。屋根修繕については、いま一度設計段階から見直しを行い、施工方法も含めて再度検討したいとの答弁でした。

続いて、施設型給付費で、広域保育に係る予算とは具体的にどのようなことをいうのかとの質疑に、広域保育に係る予算とは、本来、弥彦村で保育すべき子供を家庭の事情等で他市町村にお願いするための予算であり、具体的には、お願いする先の職員の人件費や施設の管理費などのことである。この費用については、公立の保育園であれば後年度普通交付税で財政措置されること

となっているとの答弁でした。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫補助金について、事業費が減額であるが実績見込みが立ったためとの説明であった。この接種事業はどのようなお金の流れになるのかとの質疑に、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費を村が立替え、後日、実績の金額を国に請求する流れであるとの答弁でした。

次に、特別会計補正予算３案件についての審査では、質疑はございませんでした。

次に、条例の一部改正６案件についての審査では、質疑はございませんでした。

以上が付託案件の主な審査内容でありました。

討論、採決は、３月16日、本会議散会後に執り行い、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、最後に、会期外の所管事項調査について、最終日の本会議に議長に対して継続調査の申入れをすることといたしました。

本委員会の閉会時間は10時43分でありました。

報告は以上であります。

令和４年３月22日、総務文教常任委員長、板倉恵一。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　ただいま委員長から審査結果について報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　補足説明なしと認めます。

ただいま議題となっております10案件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

お諮りいたします。これより10案件を、一般会計補正予算、特別会計補正予算、条例に区分して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

最初に、議案第２号　一般会計補正予算について、質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第２号に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第２号は可決することに決定をいたしました。

次に、議案第３号、議案第４号及び議案第６号までの特別会計補正予算３案件について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

ただいま議題となっております特別会計補正予算３案件に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、特別会計補正予算３案件は可決することに決定いたしました。

次に、日程第５、議案第７号から日程第10、議案第12号までの条例の一部改正６案件について、ご質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

ただいま議題となっております条例の一部改正６案件に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、条例の一部改正６案件は可決することに決定いたしました。

◎厚生産業常任副委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第11、議案第20号　弥彦村生活支援ハウスの指定管理者の指

定についてを議題といたします。

本案件につきましては、厚生産業常任委員会に審査を願っておりますので、審査結果について報告をお願いいたします。

なお、柏木委員長が欠席のため、丸山浩厚生産業常任副委員長、お願いいたします。

丸山副委員長。

○厚生産業常任副委員長（丸山　浩議員）　おはようございます。

令和４年第２回３月定例会厚生産業常任委員会審査報告を行います。

本委員会は、３月定例会において付託された議案を審査するため、去る３月10日午前８時58分から委員会室において開催しましたので報告いたします。

出席委員は５名であります。

説明のため出席した者、総務部長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案１件を審査しましたが、質疑、討論ともなく、提案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、会期外の所管事項調査について、最終日の本会議に議長に対して継続調査の申入れをすることにいたしました。

本委員会の閉会時刻は午前９時１分でした。

報告は以上であります。

令和４年３月22日、厚生産業常任委員会副委員長、丸山浩。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

○議長（安達丈夫議員）　ただいま丸山副委員長から審査結果の報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

議案第20号について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第20号に対する報告は可決であります。

議案第20号について、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第20号は可決することに決定をいたしました。

◎競輪特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第12、議案第５号　令和３年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第４号）及び日程第13、議案第17号　令和４年度弥彦村競輪事業特別会計予算を議題といたします。

本案件につきましては、競輪特別委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果について報告をお願いいたします。

本多競輪特別委員長。

○競輪特別委員長（本多隆峰議員）　それでは、令和４年第２回３月定例会競輪特別委員会審査報告をいたします。

本委員会は、３月定例会において付託された議案を審査するため、去る３月10日木曜日、午後１時26分から委員会室において開催いたしました。

出席委員は９名であります。

説明のため出席した者、村長、副村長、総務部長、総務課長、公営競技事務所長及び副所長２名であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は、令和３年度補正予算（第４号）及び令和４年度当初予算の２案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された２案件については、２月24日の議案説明会及び会期初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

最初に、令和３年度補正予算（第４号）についての審査では、質疑、討論はなく、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、令和４年度当初予算についての審査では、車券発売収入とあるが、この収入の大部分はミッドナイト競輪の車券発売収入と思われる。今まで２場競合だったものが３場競合になることでどのような影響が出るのかとの質疑に、令和４年度の弥彦ミッドナイト競輪は２場競合が７節、３場競合が１節の計８節、24日間の開催予定となっている。３場競合は８節のうち１節のみであるので、総売上げへの影響は少ないと思っている。また、１場単独よりも２場になると1.3倍程度売上げが伸びているため、３場になった場合も全体売上げは増加するのではないかと分析しているとの答弁でした。

７車立てと９車立てのレースがあるが、今現在の競輪中央団体はどのように考えているのかとの質疑に、現在はミッドナイト競輪を含むＦＩ、ＦⅡ開催は７車立てで、記念競輪以上のＧⅢ開催は９車立てで行われているが、令和４年度もこの方法で開催する予定である。新しい競輪ファンには車券的中率の高い７車立てが受け入れられているようなので、中央団体では７車立てを継続する方針であるとの答弁でした。

場外事務受託収入について、令和４年度はナイター場外発売を増やすようだが、どのくらい増やす予定か。また、県内のサテライトが休業となると聞いたが、その理由は把握しているのかとの質疑に、ナイター場外発売は、令和３年度１年間で64日間、令和４年度は上半期で66日間を予定している。下半期は降雪等の関係もあるので、年内では100日間程度を考えている。休業となるサテライトは、今年度過去最低の売上げとなることが見込まれ、大変厳しい状況であると聞いている。売上げ減少の要因の１つは、近隣に新しいサテライトができたことである。弥彦も、対岸の火事と思わず、売上げには常に注意していきたいとの答弁でした。

ボートレースや競馬など、ＣＭを上手に使っていてイメージもよい。競輪は露出も少なく、イメージアップには至っていないように思える。宣伝関係の今後の方針はとの質疑に、ＣＭについては以前から中央団体で作成したものを使用している。弥彦競輪単独では、イメージのよいＣＭの制作や多量のＣＭ放送は経費が高くなかなか難しい。ボートレースは中央団体が多額のＣＭ経費を負担しているようであるが、競輪はそこまでの体制になっていないのが現実である。競輪界でもようやくこの４月に新法人を設立し、広告宣伝やレース映像の管理をしていくようなので、しばらく動きを見守りたいとの答弁でした。

工事請負費、施設整備改修工事費1,000万円と、神社側入場口改修工事の設計委託料1,000万円は同一なのかとの質疑に、工事請負費は規模の大きい施設や設備の修理工事が必要な際に使用するものであり、設計委託料とは別なものであるとの答弁でした。

神社側入場口改修工事設計委託料で設計後、工事の規模はどのような予定となるのかとの質疑に、小規模の場合は、鹿苑方向からの入り口の新設と、その周辺のみの整備となるが、大規模の場合は、それに加えて階段の多い神社側入場口も含めて一体的な改修になると考えているとの答弁でした。

小規模工事と大規模工事のそれぞれの場合の工事金額はどのようになるのかとの質疑に、数千万円から最大２億程度を見込んでいるとの答弁でした。

他に質疑、討論はなく、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、担当所長から報告事項について説明があり、その後、質疑に入りました。

弥彦村で授乳室がある施設は弥彦競輪場だけであるので、もっとファミリー層にアピールする施設づくりのためにも、早期に神社鹿苑側入場口の整備を行ってほしいとの意見に、弥彦競輪のイメージアップのためにも、神社鹿苑からの入場口と、入り口の景観を損ねる老朽化の著しい投票所付近の整備は早急な課題と思っているとの答弁でした。

以上が報告事項の主な内容でした。

本委員会の閉会時刻は午後２時43分でした。

報告は以上であります。

令和４年３月22日、競輪特別委員長、本多隆峰。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　ただいま委員長から審査結果について報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。これより採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

最初に、補正予算１案件について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

ただいま議題となっております補正予算１案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第５号は可決することに決定いたしました。

次に、議案第17号　令和４年度競輪事業特別会計予算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第17号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告

のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第17号は可決することに決定いたしました。

◎予算審査特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第14、議案第13号　令和４年度弥彦村一般会計予算から日程第19、議案第19号　令和４年度弥彦村下水道事業会計予算までの当初予算６案件を一括して議題といたします。

以上６案件につきましては、予算審査特別委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果についてご報告をお願いいたします。

本多予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（本多隆峰議員）　続きまして、令和４年第２回３月定例会予算審査特別委員会審査報告をいたします。

本委員会は、３月定例会において付託された令和４年度当初予算について審査をするため、去る３月14日月曜日、午前８時57分から委員会室において開催いたしました。主なものについてご報告いたします。

審査での出席委員は８名であります。

欠席委員は柏木文男委員であります。

説明のため出席した者、総務部長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は、令和４年度当初予算６案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された６案件については、２月24日に議案説明、会期初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

なお、多くの質疑がありましたが、主なものについてだけ説明させていただきますので、ご了承を願います。

初めに、村長挨拶の後、村長から令和４年度村の重点施策事業である脱炭素社会の構築推進事業、風力・太陽光ハイブリッド発電システムの導入について、背景と目的、提案に至るまでの経緯について説明がありました。この事業については、委員からも数多くの質疑通告のあった事業であり、未確定の部分も多いことから、今後の進捗状況につきましてもご報告いただけるよう要望しました。

続いて、前半の厚生産業関連、総務費では、新規事業、住民票、印鑑登録証のコンビニ交付サービス委託料について、マイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスの委託料とのことだが、実際にいつから活用できるのかとの質疑に、稼働まで６か月程度かかるので、今年の10月から12月頃の開始を予定しているとの答弁でした。

同じく、具体的な申請手続方法、住民の利便性はどう変わるのかとの質疑に、コンビニ交付サービスは地方公共団体情報システム機構が運営する自治体基盤クラウドシステムを利用するもので、住民票の写しと印鑑登録証明書の発行が可能となる。また、365日朝６時30分から夜11時の間、住民票の写しと印鑑登録証明書を発行することができるとのことで、平日、役場に仕事などで来られない方も、必要なときに近くのコンビニで発行が可能となるとの答弁でした。

農林水産業費では、最重点施策事業、米のブランド化において、循環型農業実現のため無農薬、無化学肥料とあるが、さらに新たな付加価値向上とは何をするのか。あわせて、枝豆の販路拡大の状況と供給の見込みはとの質疑に、付加価値を持たせる方法は幾つかあるが、弥彦村が取り組もうとしている方法は自然乾燥による方法である。また、枝豆の販路拡大状況と供給の見込みについては、昨年、村長から交流のきっかけをつくっていただいた株式会社農経新聞社と定期的に連絡を取り合っている。農経新聞社の紹介による東京都内の中堅青果卸業者から、弥彦産枝豆の新規取扱いの希望が上がってきており、さらに、毎年同社が主催する産地市場交流会を６月下旬に弥彦村で開催することも内諾いただいており、60数社の青果流通業者の方々が来村する計画である。これらを絶好の機会と捉え、枝豆の販路開拓と有利販売に努めていくとの答弁でした。

枝豆加工施設建設に向けた用地調査委託料を計上したとあるが、場所はどこで、面積はどのくらいで、土地の所有者は法人か個人かとの質疑に、枝豆加工施設の建設については、現在、村有地を含め数か所の候補地を検討しているところ。現在のところ未確定であり、今後、建設予定地を絞り込むための調査も実施していくとの答弁でした。

商工費では、公園管理委託料は公園の清掃や造園作業との説明であるが、危険木の撤去は何本ぐらいあるか。また、池の清掃は何回予定しているかとの質疑に、公園管理委託料については、従前から計上している清掃管理料に加え、公園池２か所（もみじ谷中州池、駅側入り口トイレ周辺池）の泥上げ、除伐費用を計上している。危険木撤去については、もみじ谷付近を中心に、観光客が集まる地域に不安定な形で存在する危険木の主木約120本と、雑木約300本を除伐するため計上したものとの答弁でした。

土木費では、空き家除去等支援業務委託料について、弥彦村においてもたくさんの空き家が散見され、倒壊された住宅もある。相続登記がスムーズにいけばよいが、音信が取れない方もあると思う。強制権もなく、時間が経過すると権利関係が複雑になり、登記ができないことも発生する。今回、行政が支援業務をすることになった経緯とはとの質疑に、委託料は国の補助事業、空き家対策総合支援事業により、司法書士に委託して所有者の特定を行い、空き家１軒の改善を求めるため。未相続物件であり、半壊状態でそのまま放置されることが予想されるため、住民の生活環境に悪影響を及ぼすと考え、村で対応することとしたとの答弁でした。

続いて、後半の総務文教関連、総務費では、高齢者運転免許証自主返納事業委託料について、高齢者による自動車事故を防ぐため、運転免許証を自主的に返納した方に対し、１人１万円の範囲内で支援を行うものとあるが、弥彦村の支援の内容を調べたところ、タクシーやバスの利用券はどれも10枚つづりの使い切りのものである。新潟市、長岡市などは、同等の利用券と無制限利

用可能な割引も行っている。当村でも期間無制限割引を導入できないかとの質疑に、タクシー１割引きやバス（自治体運営）割引を実施している市町村は、免許返納支援の側面もあるが、高齢者の外出支援という面が強い。免許返納と併せて支援できるよう、公共交通担当課、高齢者担当課と連携し、他市町村の例を参考にしながら検討したいとの答弁でした。

図書館建設工事費について、新型ウイルス感染症が終息する見込みのない現状において、建築資材の調達困難、輸送費の高騰、建設労働者の減少など、先行きの見えない状況である。当然、建設費高騰が懸念されるがとの質疑に、設計会社からは既に各建材メーカー等からの価格改定の高騰の影響が出ていると伺っており、これらを踏まえた工事費等の算出を進めている。図書館の建物や構造や設備等を精査し、必要に応じて補正予算等により対応したいとの答弁でした。

消火栓ホース、格納庫、購入費ノズル購入補助金について、訓練を受けた者でないと扱えない消火栓ホース等は必要かとの質疑に、弥彦消防署に確認したところ、消防が車両で出動した際にはほぼ使用することはないとのこと。しかし、火災が発生した際に、消防隊が到着するまでの間、地域の方が使うことはあるとの回答で、実際、昨年弥彦地区で火災が発生した際、地元消防団が格納庫のホースを消火栓につなぎ、消防隊到着までの間、消火活動を行ったという事例がある。地元集落の判断になるが、村としては支援してまいりたいと考えているとの答弁でした。

教育費では、重点施策事業、子供への暴力防止プログラムで、小学校は５年生、中学校は１年生で、保護者、教職員ともに１学年のみの対象だが、小学校15万2,000円、中学校29万7,000円とある。この金額の差はどういったものかとの質疑に、子供向けワークショップの日数が、小学生が１日に対して中学生は２日であること。また、小学５年生が２クラスなのに対し、中学１年生は３クラスであることから生じているものとの答弁でした。

以上、当初予算６案件については、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

本委員会の閉会時間は11時28分でした。

報告は以上であります。

令和４年３月22日、予算審査特別委員長、本多隆峰。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　ただいま、委員長から審査結果についてご報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　補足説明なしと認めます。

これより、議題となっております６案件を一般会計当初予算特別会計及び企業会計当初予算の２つに区分して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

初めに、日程第14、議案第13号　令和４年度弥彦村一般会計予算について、ご質疑があればこ

れを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第13号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第13号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第14号　令和４年度弥彦村国民健康保険特別会計予算から日程第19、議案第19号　令和４年度弥彦村下水道事業会計予算までの当初予算５案件について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております特別会計及び企業会計当初予算５案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第14号から議案第19号までの当初予算５案件は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここでしばらく休憩といたします。

再開は11時といたします。

（午前１０時４６分）

○議長（安達丈夫議員）　再開をいたします。

（午前１０時５７分）

◎議案第２１号及び議案第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　それでは、次に日程第20、議案第21号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第１号）及び日程第21、議案第22号　令和４年度弥彦村温泉事業特別会計補正予算（第１号）についての追加議案２案件を議案といたします。

それでは、提案者から説明をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦）　令和４年第２回弥彦村議会３月定例会に追加提案いたします議案の要旨をご説明いたします。

議案第21号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第１号）につきましては、既定の歳入歳出の総額44億8,000万円に、歳入歳出それぞれ１億4,446万円を追加し、総額を46億2,446万円とするものであります。

歳入といたしましては、14款国庫支出金１億4,446万円であります。

歳出の主なものといたしましては、２款総務費2,071万5,000円、４款衛生費7,233万2,000円、７款商工費3,003万1,000円であります。

今回の補正は、新型ウイルスワクチン接種に係る事業費用、地方創生臨時交付金の令和４年度事業分について補正をお願いするものであります。

議案第22号　令和４年度弥彦村温泉事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、既定の歳入歳出の総額2,400万円に、歳入歳出それぞれ600万円を減額し、総額を1,800万円とするものであります。

歳入といたしましては、１款温泉事業収入減990万円、５款繰入金390万円であります。

歳出といたしましては、４款諸支出金減600万円であります。

今回の補正は、地方創生臨時交付金の令和４年度事業分について、一般会計からの繰出金に合わせて補正をお願いするものであります。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫議員）　ありがとうございました。

ただいまの説明に対してご質疑はありませんか。

本多さん、次のときに。

○９番（本多隆峰議員）　はい。

○議長（安達丈夫議員）　質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいまの追加議案２案件については、会期初日に全員協議会で内容説明

を受けておりますので、委員会付託を省略し本日採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本案件は委員会付託を省略し、本日採決することに決定いたしました。

初めに、日程第20、議案第21号　令和４年度一般会計補正予算（第１号）について、ご質疑があればこれを許します。

本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　令和４年度補正予算議案書で、81ページ、２款１項８目12節委託料、クラウド型被災者支援システム導入業務委託料1,096万5,000円は、当初予算で44ページの８目12節委託料のどの項目に該当するのか。つまり、44ページでは自治体オンライン手続推進事業委託料2,153万3,000円等が出ておりますけれども、これに含まれるのか、もしくは全く別の予算項目なのかを伺いたいと思います。

次に、予算委員会で、自治体基盤クラウドを利用して住民票の写し、印鑑登録証明書の発行がコンビニ交付で可能となるとの説明がありましたが、被災者支援システムとはどのようなものなのか。例えば具体例を挙げた場合、どのようなことが想定されるものかお伺いしたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　防災・情報対策課長。

○防災・情報対策課長（浜田禎介）　それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、今回の補正で計上いたしましたのは、国から導入するよう言われていたこともございますが、以前よりこのシステムを導入できないか検討しておりました。検討しておりましたが、導入費用面で、今一つ高額なため踏み切れずにおりましたところ、今回の地方創生臨時交付金の対象となることが分かりましたので、今回、導入経費を計上させていただきました。

なお、令和４年度当初予算には、こちらのクラウド型被災者支援システムに係る運用経費は計上してございません。したがって、該当する項目はこちらに載ってはおりません。

また、システムの内容でございますが、万が一の災害が発生した際に、自治体が発行いたします罹災証明書というものがございます。この罹災証明書を、全国のコンビニエンスストアにおいて取得できるようにするものでございます。

以上でございます。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　この罹災証明書というのは、罹災したという証明書はいただけるかもしれませんけれども、それを調べることが必要だと思うんですが、その辺のところは、村のほうで罹災したというのを確認して、それで登録するというような形になるんですかね。

○議長（安達丈夫議員）　浜田課長。

○防災・情報対策課長（浜田禎介）　今までの一般的な例で申しますと、例えば、新潟県において中越地震であるとか、中越沖地震、過去にございました。そのときに、当時の例で申しますと税

務課の職員、税務課経験した職員が、当時で言いますと小千谷市であるとか川口町、柏崎市、そちらへ行ってやったという経緯がございます。

当然、災害があった際にも、どこの課になろうかでございますが、おそらく税務課になろうかと思いますが、弥彦村において被災した家屋等の調査を担当課が行った後に、その結果を罹災証明書として発行するといったものでございます。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　あと１点だけ。罹災証明書発行のためのみのクラウドシステムになるんですか。まだほかに、具体的に村民に利便を図るようなことが出てくるのでしょうか、ほかにもあるんでしょうか。その辺のところをもう少しお伺いしたいんですが。

○議長（安達丈夫議員）　防災・情報対策課長。

○防災・情報対策課長（浜田禎介）　この被災者支援クラウドシステムでございますが、パッケージとしてはコンビニで発行するもの以外に、今言われた被災された方の情報を入れるとか、そういった機能がございます。ただ、既に弥彦村には県がつくった被災者支援システムがございまして、そちらでその部分については運用しておりますので、今回、導入する国のシステムにつきましては、コンビニで発行する業務が主になろうかと思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　副村長。

○副村長（廣瀬勝利）　補足させていただきます。

一番ご疑問にあるのは罹災証明書というのがどんな形で出ていくかということで、今ほど、課長のほうで過去の例をご説明させていただきましたけれども、その家屋が半壊なのか全壊なのかによって、その罹災されている度合いによって給付の中身が変わってきたりいたします。

いろんな被災者生活再建支援制度等がございますけれども、その給付を受けるためにどうしても罹災証明書が必要になると。当然それを検査して、調査をするというのが各自治体の役割になる訳で、すぐにはなりませんけれども、全国からの応援もいただいた中で、一つ一つ家屋を確認して、罹災の度合いを判定してデータとして入力していくと。

ただ、証明書発行しますよと言ったときに、大行列ができるんですね。そのときに、非常に今の状況からすると、感染下に及んでいると密になるということからすると、コンビニ等で交付できる場所をたくさん増やすことでそこを解消していきましょうということで、今回、新型ウイルス感染症対策の中で交付金の対象になったということで、これを機に弥彦村のほうもほかの市町村に後れを取らないように整備していこうということでございます。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　よろしいですか。

○９番（本多隆峰議員）　はい。

○議長（安達丈夫議員）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第21号の補正予算について、提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第21号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第21、議案第22号　令和４年度弥彦村温泉事業特別会計補正予算（第１号）について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第22号の補正予算について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがいまして、議案第22号は可決することに決定をいたしました。

◎発委第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第22、発委第１号　弥彦村議会基本条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、９月定例会において議会基本条例特別委員会に継続審査を願っておりますので、委員長から審査結果についてご報告をお願いします。

なお、柏木委員長が欠席のため、板倉恵一副委員長お願いいたします。

板倉副委員長。

○議会基本条例特別副委員長（板倉恵一議員）　それでは、令和４年第２回定例議会基本条例特別

委員会報告並びに提案の説明を行いたいと思います。

本特別委員会は、９月定例会において議会の基本理念として掲げる「村民の声が届く議会」を目指し、議会機能の充実強化を目的に設置を行いました。12月定例会において、その活動内容において報告を行いましたが、以降の活動について報告いたします。

12月21日に第９回、年明け後１月６日に第10回、１月12日に第11回特別委員会を開催し、条例案のたたき台を作成いたしました。それを基に、２月12日から２月18日までの間パブリックコメント制度を活用して、２月24日第12回の開催において村民からの意見を反映し、本日ここに提案することといたします。

報告は以上であります。

続いて、趣旨説明を行います。

この条例は、議会及び議員の役割と責任を明確にし、議会運営の原則を定めたものであります。

そして、村長等との関係を規律し、村民への情報公開及び説明責任を果たし、村民の声をより政策に反映させ、村民とともに歩む議会を実現し、村民の福祉の向上及び村政の発展のため制定するものであります。

ここに弥彦村議会基本条例の制定について、議案を別紙のとおり地方自治法第109条第７項及び弥彦村議会規則第14条第２項の規定により提出いたします。

令和４年３月22日、議会基本条例特別委員会副委員長、板倉恵一。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　ただいま板倉副委員長から審査結果の報告及び趣旨説明がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　補足説明なしと認めます。

それでは、発委第１号について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております発委第１号について、提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、発委第１号は可決することに決定いたしました。

なお、ただいまの可決をもって、議会基本条例特別委員会はその設置目的を終了しましたので廃止といたします。

◎発議第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第23、発議第１号　拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書を議題といたします。

本案件につきましては、提出者、本多隆峰副議長から提案されております。

これより提案者から趣旨説明をお願いいたします。

９番、本多隆峰議員。

○９番（本多隆峰議員）　提案の趣旨説明を行います。

令和４年第２回弥彦村議会３月定例会に当たり、提案いたしました議案の要旨を説明いたします。

発議第１号　拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書につきましては、拉致被害者の親世代は横田早紀江さんと有本明弘さんの２人きりとなり、一刻の猶予も許される状況になく、政府は１日も早く拉致被害者を取り戻さなければなりません。あらゆる手段を講じて行動し、即時一括帰国を強く要望するものです。

この件については、去る３月７日月曜日、議員懇談会にて審議し、採決しましたので、関係機関に意見書を提出するものです。意見書の内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上、説明を終わりますが、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

令和４年３月22日、弥彦村議会副議長、本多隆峰。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　それでは、発議第１号について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております発議第１号について、本多副議長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、発議第１号は可決することに決定いたしました。

◎発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第24、発議第２号　ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議を議題といたします。

本案件につきましては、提出者、丸山浩議員から提出されております。

これより、提出者から趣旨説明をお願いいたします。

４番、丸山浩議員。

○４番（丸山　浩議員）　それでは、ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議について、説明をさせていただきます。

ウクライナを巡る情勢については、昨年以降、国境付近におけるロシア軍増強が続く中、我が国を含む国際社会が緊張の緩和と打開に向けて懸命な外交努力を重ねて来ました。

しかし、２月21日、プーチン・ロシア大統領は、ウクライナの一部である自称ドネツク人民共和国及びルガンスク人民共和国の独立を一方的に承認する大統領令に署名し、２月24日、ロシアはウクライナへの武力攻撃、侵略を開始しました。

今回の行動は明らかにウクライナの主権を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の違反であり、国際憲法に反するものであります。この事態は、欧州に留まらず国際秩序に対する挑戦であり、その根幹を揺るがしかねない暴挙であります。このようなロシアの力による侵略行為は断じて認められず、最も強い言葉で非難をいたします。

ロシアは、国際社会の強い自制の求めにも関わらず侵略行為を継続しており、市民への被害拡大も深く憂慮されております。弥彦村議会は、日本国憲法が掲げる平和主義の下、国際社会の恒久平和を世界に訴え、ウクライナの主権、一体性、独立を支持します。重ねて、ロシアに対し即時攻撃を停止し、部隊の撤収を強く求めるものであります。

以上のとおり、表記の議案、ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議を提出いたします。

令和４年３月22日提出、提出者、弥彦村議会議員、丸山浩。

賛成者、弥彦村議会議員、渡邊富之。同、古川七郎。同、那須裕美子。同、板倉恵一。同、柏木文男。同、小熊正。同、本多隆峰。同、安達丈夫。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　ただいま趣旨説明のありました発議第２号については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、発議第２号は委員会付託及び討論を省略することに決定いたしました。

それでは、発議第２号　ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議について、採決いたします。

発議第２号について、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、本案件は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件について

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第25、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付した内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した内容で議員を派遣することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について～厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第26、議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査についてから、日程第28、厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査についてまでの３案件を一括して議題といたします。

このことにつきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長並びに各常任委員長からお手元に配付いたしました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がなされております。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎退任挨拶

○議長（安達丈夫議員）　以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

ここで、閉会前に、今年度末をもって廣瀬副村長が退任されることになっております。

議場を去られるに当たり、ご挨拶をお願いいたします。

廣瀬副村長。

○副村長（廣瀬勝利）　一昨年、令和２年４月１日より、副村長の大任を務めさせていただきました廣瀬勝利でございます。この間、本当に村民の皆様、議会の皆様のご理解とご協力あって、何とかここまで勤め上げることができました。

まずもって、心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

この２年間でございますが、本当に新型ウイルス感染症の２年間でございました。ですから、本当はもっともっと表に出て動いていきたいという気持ちもあったんですけれども、それがなかなかかなわなかったということで、非常に心残りではございます。

ただ、県に残っていたらできなかったことが、この弥彦村でたくさん経験させていただきました。非常にそういった意味では、自分自身にとって非常にいい経験と勉強をさせていただいた２年間になったものというふうに考えております。

４月から、また県庁に戻る訳でございますけれども、弥彦村の出身者の一人として、その気持ちを胸に抱きながら、県政のために、県民のために、邁進していく所存でございます。

結びとなりますけれども、これからまたいろんな事態が起こってくると思いますけれども、小林村長をはじめとして、村民の皆様、議会の皆様の一致団結により、ますます弥彦村が発展してまいりますよう願っております。

祈念いたしまして、最後の挨拶とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。（拍手）

○議長（安達丈夫議員）　ありがとうございました。

今ほどご挨拶をいただきました廣瀬さんにおかれましては、退任後、県の職務に戻られると伺っております。今後の予定もあると思いますが、これからも健康にご留意の上、ますますご活躍をされることをお祈りいたします。

２年間、大変お疲れさまでした。

◎村長挨拶

○議長（安達丈夫議員）　これをもって、３月定例会を閉会いたしたいと思いますが、閉会前に村長からご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦）　令和４年第２回弥彦村議会３月定例会に上程させていただきました21の議案につきまして、慎重なご審議をいただき、全議案とも、案件とも全会一致でご承認いただきました。本当にありがとうございました。

令和４年度事業予算関係につきましては、着実に新年度から執行してまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

ただいま議長から許しが出たので、こういう経験、私ないので初めて言うんですけれども、廣瀬副村長におかれましては、２年間、弥彦のために本当にいろんな力をいただきました。村の村政、村の役場の運営につきましても、私素人なので、なかなか私から言っても皆さん分からない

ところを、かなり強烈に言っていただきまして、弥彦村役場は本当に見違えるようになったと思っております。

４月から交通政策局の空港課長でお戻りになりますけれども、ますますのご活躍を祈念いたしたいと思います。本当にありがとうございました。

最後にもう一つだけ、全員協議会のときに私ちょっと申し上げさせていただきましたけれども、今この３月の定例会で申し上げました新しい文化会館の建設が完了した場合、こけら落としに宮内庁、宮中楽部の皆さんから、平成28年に来ていただいて演奏していただきましたけれども、また来てもらえないかということで、先般、宮内庁の楽部に伺ってまいりました。主席楽長をはじめ、幹部の方々とお会いしましてお願いしましたところ、28年のことをまだよく覚えておいでになりまして、快くご承認、ご承諾いただきました。ただ、３年前には、いつ来ていただきたいとか日程について教えてもらいたいということも承ってまいりました。本当にありがたいなと。

多分、公共施設でこけら落としに宮中楽部においでいただくのは、弥彦村だけではないかというふうに思ったので、楽しみにしてまいりたいと思います。

以上、簡単にご報告でございます。

ありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（安達丈夫議員）　それでは、最後に議長からご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例６件、補正予算５件、新年度予算７件、追加提案２件、議員発議の条例１件、決議意見書など３件の合計24案件の全てが全会一致で可決されました。３月定例会が無事終了いたしました。

ご協力をいただきました議会関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和４年度の予算は44億円を超え、希望に満ちた予算となっております。コストパフォーマンスの高い、いわゆる効率のよい予算執行をお願いをいたします。

また、この度、弥彦村議会基本条例が制定されました。この条例は、弥彦村議会が分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会を目指し、村民の負託に応えていくという趣旨の条例であります。

５月に第１回議会報告と意見交換会を兼ねて開催する予定となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

一般質問では、７名の方から村の重点施策に関わる質問や今後の事業の発展に関係する質問がありました。これからの村政の充実、発展につながるところでございます。

それから、一昨年３月から全国各地に新型コロナウイルス感染症が発生し、小・中学校の臨時休校、一般には集団による３密を避けるところから、あらゆる集会が縮小や中止となって、さらには緊急事態宣言が発出され、２年にわたりコミュニティーと社会経済に著しく影響を受けてお

ります。

ワクチンでは、高齢者の３回目が予定よりも早く行われ、接種関係者に改めてここで感謝を申し上げます。村内では、いまだにぽつんぽつんと感染者が現れているようでありまして、これからも気を抜かずに感染予防に十分注意しながら、１日も早くウイルスによる感染症が終息するよう祈っております。

それから、我が弥彦村の副村長として務めてこられました廣瀬副村長におかれましては、この４月から県行政に戻られます。この２年間では、廣瀬さんの豊富な知識と経験で、その力量を遺憾なく発揮されまして、弥彦村の発展に大きく貢献をしていただきました。特に、行政と議会の関係、国と村との関係など、多くのサポートやノウハウを教えていただき、感謝に堪えません。まだまだ教えていただきたいことが山ほどありますが、約束の期限であります。お住まいも近くでありますので、また教えていただきたいと思っております。

２年間、本当にありがとうございました。これからもお元気でご活躍をくださいますよう、心からご期待を申し上げます。

また、国際情勢では、ロシアがウクライナに侵攻して大変な状況となっております。戦争はあってはならないことであり、断固として反対するものであり、弥彦村議会においても戦争断固反対と決議を行いました。

長くなりましたが、最後に令和３年度もあと僅か。令和４年度がスタートいたします。

ぴかぴかの１年生が入学式を楽しみにしております。明るい話題がたくさん聞けるように期待したいと思っております。４月に入り、春の火災予防運動が４月１日から、交通安全運動もその４月初めに行われます。事故や健康管理にも十分注意をしていただき、皆様のご健勝と弥彦村のさらなる発展にご尽力いただきますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（安達丈夫議員）　以上をもちまして、令和４年弥彦村議会３月定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

（午前１１時３６分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　安　　達　　丈　　夫

署名議員　　板　　倉　　恵　　一

署名議員　　柏　　木　　文　　男